

平成27年（東）第2250号 和解仲介手続申立事件
申立人 西川峰城 外7127名
被申立人 東京電力株式会社

主張書面（1）

平成27年12月28日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士	栗谷しのぶ
同復代理人弁護士	尾谷恒治
同	丸山輝久
同	水橋孝徳
同	清水卓
同	荒谷淑恵
同	伊藤一星
同	江口智子
同	亀岡弘敬
同	小海範亮
同	小坂誉

同	佐藤亮
同	園部秀雄
同	竹内彰志
同	戸谷景
同	永来知宇
同	福田健治
同	山口麻梨子
同	山田さくら

目次

第1	はじめに	4
第2	本件事故に起因する放射線の健康影響について（答弁書「第2・2（1）原子力損害賠償の対象区域の考え方について」に対する反論）	4
1	被申立人の主張の骨子	4
2	放射線による健康影響	5
3	放射線の健康影響に関する疫学的知見	8
4	誤ったリスク比較	10
5	本件事故による小児甲状腺がん発症の増加	11
6	まとめ	14
第3	放射能汚染の状況が自主的避難等対象区域と同等である那須地区においては賠償が認められるべきであること（答弁書第2・2（2）「自主的避難等対象区域の設定の考え方について」に対する反論）	14
1	審査会の考慮要素と被申立人の主張（答弁書5－6頁）	14
2	本件事故と損害との相当因果関係は不法行為理論を基本として判断すべきであること	15
3	被申立人が中間指針追補における4要素の位置づけを誤って解釈していること	16
4	那須地区の放射能汚染について（答弁書第2・5「那須地区の放射線量等に関する情報について」に対する反論）	19
第4	中間指針追補における副次的な考慮要素について	23
1	地理的条件（答弁書第2・3「那須地区の地理的条件（距離的關係等）について」に対する反論）	23
2	自主的避難の状況について（答弁書第2・4「自主避難の状況（自主的避難者の多寡など）について」に対する反論）	24
第5	一律請求について（答弁書第2・7「一律請求には理由がないこと」に対する反論）	26
第6	被申立人が引用する裁判例について（答弁書第2・8「放射線量の増加と精神的損害に関する判例等」に対する反論）	26

本主張書面において、申立人らは、被申立人の平成27年9月11日付け答弁書（以下「答弁書」という。）に対して反論する。

第1 はじめに

被申立人は、答弁書において、第一に、避難等対象区域外である自主的避難等対象区域における被ばくによる発がんリスクは非常に低いとした上で、第二に、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の中間指針追補が示した自主的避難等への賠償にかかる考慮要素のうち、福島第一原発からの距離及び避難指示区域等との近接性といった地理的条件こそが最も重要であり、本件ではかかる条件を満たしていないと主張する。

しかしながら、第一に、放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見によれば、自主的避難等対象区域や那須地区における被ばくによる発がんリスクの増加は社会的に許容できる範囲を超えており、これを「非常に低い」などと評価することはできない。福島県民健康調査における甲状腺検査の結果からは、那須地区においても福島県と同様の甲状腺がんの増加が生じている可能性が懸念される。本件事故に起因する放射線への被ばくによる健康影響に対する申立人らの不安やこれを回避しようとする行動には合理的な根拠が存在する。（下記第2）。

第二に、自主的避難等への賠償の判断において中間指針追補が指摘する考慮要素のうち、地理的条件が最も重要であるとの被申立人の主張には根拠がない。相当因果関係に関する一般論からも、審査会の審理の経過からも、むしろ放射線量に関する情報こそが、賠償判断における最も重要な考慮要素とされるべきである。そして、那須地区の汚染状況が自主的避難等対象区域と同等であることは、申立人らが申立書において主張したとおりであり、被申立人は、これを何ら争っていないのであるから、申立人らに対しても賠償が認められるべきである（下記第3）。

以下、被申立人の各主張に対する反論を詳述する。

第2 本件事故に起因する放射線の健康影響について（答弁書「第2・2（1）原子力損害賠償の対象区域の考え方について」に対する反論）

1 被申立人の主張の骨子

被申立人は、放射線による健康影響について、以下のように主張する（答弁書4～5頁）。

第一に、①政府が避難区域指定にあたって用いた年間 20mSv という基準は、ICRP が提言する緊急時被ばく状況の参考レベル（年間 20～100mSv）のうち最も厳しい値を採用していること、②年間積算線量 20mSv という基準は、被ばくによる発がんのリスクが 0.5%高まるとされている 100mSv の 5 分の 1 という厳しい基準であること、③20mSv の被ばくによる発がんリスクは他の要因による影響によって隠れてしまうほど小さいとされ、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因による発がんリスクよりも低いから、年間 20mSv は相当厳格な基準である。

第二に、空間線量率から推計された被ばく量は、実際に線量計で測定した個人の累積被ばく量を大きく下回る。

第三に、これらから、避難区域外の地域である自主的避難等対象区域における被ばくによる発がんリスクはそもそも非常に低いといえることができる。

しかしながら、以下に詳論するとおり、避難区域外においても、本件事故に起因する放射線被ばくによる健康へのリスクの上昇は社会的に許容可能な範囲を超えており、これを非常に低いと評価することはできない。

2 放射線による健康影響

被申立人は、放射線による健康影響について、他の要因による影響によって隠れてしまうほど小さく、他の発がんリスクよりも小さく、非常に低いなどと主張する（答弁書 4－5 頁）。

(1) 放射線の健康影響には閾値がないこと

放射線の健康影響には、閾値（影響がゼロとなる曝露量）が存在せず、がんなどの影響の発生率は被ばく量の増加に正比例するとする直線閾値なし

（LNT）モデルが国際的に最ももっともらしいとして支持されている。たとえば、

「認められている例外はあるが、放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約 100 mSv を下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している。」（甲 3 4〔国際放射線防護委員会（ICRP）2007 年勧告（以下「ICRP2007 年勧告」という。）64 段落〕）

「委員会は、現在の科学的証拠は、電離放射線への曝露と人体におけるがんの発生との間に線形で閾値のない線量・反応関係が存在するとの仮説と適合的であると結論する。」（甲 3 5 [全米研究評議会低線量電離放射線被ばくによる健康影響評価委員会「低線量電離放射線への被ばくによる健康リスク (BEIR VII) 要約」])

(2) 影響の程度 (がん致死リスク)

国際放射線防護委員会 (ICRP) は、主に原爆被爆者の生存者に対する追跡調査の結果に基づき、さらに低線量域におけるリスクの低減を勘案し、低線量率の放射線被ばくによる人口あたりがん致死率の増加は、1Sv あたり 5.5%、すなわち 1mSv あたり 0.0055% (5.5×10^{-5}) であると推計している (甲 3 4 [ICRP2007 年勧告 68-72 段落])。

(3) 影響の程度の評価

1mSv の被ばくによってもたらされる生涯がん致死リスクの増加 (5×10^{-5}) は、決して「非常に小さい」とは言えない。

第一に、一般に化学物質のリスク管理においては、生涯あたり 1×10^{-5} (10 万分の 1) を下回るがん致死リスクの上昇であれば、そのリスクは十分小さく社会的に許容可能であると考えられている。たとえば、中央環境審議会は、閾値のない物質についての環境基準の設定について、健康リスクが十分低く実質的に安全と見なすことができるリスクレベルとして生涯リスクレベル 10^{-5} (10 万分の 1) を設定し、これに基づき環境目標値を定めるよう提言し (甲 3 6 [中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (中間答申) 」])、甲 3 7 [「同 (第二次答申) 」])、実際にベンゼンの大気環境基準は、このリスクレベルに基づいて定められている。なお、国際的に見ると、欧州では 1×10^{-5} (10 万分の 1) が、アメリカ合衆国ではこれより厳しい 1×10^{-6} (100 万分の 1) が、許容可能なリスクのレベルとして用いられている。

1mSv の被ばくによる生涯がん致死リスクの上昇 (5×10^{-5}) は、リスク管理上許容可能とされているレベル (1×10^{-5}) を上回っている。

第二に、原子炉等規制法に基づく発電用原子炉の規制にあたっては、本件事故当時、原子力安全委員会の専門部会がとりまとめた安全目標が存在した

(甲38〔原子力安全委員会安全目標専門部会「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」〕)。安全目標は、「国の安全規制活動が原子力利用活動に対して求める危険性の抑制の程度を定量的に明らかにするもの」として設定され、定性的な目標として「原子力利用活動に伴って放射線の放射や放射性物質の放散により公衆の健康被害が発生する可能性は、公衆の日常生活に伴う健康リスクを有意には増加させない水準に抑制されるべきである」こと、定量的目標として「原子力施設の事故に起因する放射線被ばくによって生じ得るがんによる、施設からある範囲の距離にある公衆の個人の平均死亡リスクは、年あたり百万分の1程度を超えないように抑制されるべきである」ことを提案している。

1mSvの被ばくによる生涯がん致死リスクの上昇(5×10^{-5})は、原子力活動の規制にあたっての目標とされている「健康リスクを有意には増加させない水準」である「年あたり百万分の1」(1×10^{-6})の50倍である。

第三に、放射線防護の基準として、ICRPは、公衆の年間被ばく限度を年間1mSvとするよう勧告している(甲34〔ICRP2007年勧告245段落〕)。これは、この値を超える被ばくが続けば、当該行為から生じるリスクは容認できないと合理的にいえるレベルとして設定されたものである(甲39〔ICRP1990年勧告122段落〕)。

日本の放射線防護に関する法制度をみても、本件事故当時、原子炉等規制法、同法施行令、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則と、同規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示(平成13年3月21日通商産業省告示第187号)3条1項1号により、周辺監視区域(管理区域の周辺区域であって、人の居住が禁止され、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りが制限される区域)の外側において、実効線量が1年間に1mSvを超えないことが求められていた。なお、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)では、発電用軽水炉施設周辺の公衆の受ける線量についての目標値を、実効線量で年間0.05mSvとする旨が定められている。

これらの線量限度や規制値は、社会的に許容できない放射線による健康リスクの程度を示すものということができるところ、国が設定している避難指示の基準である年間20mSvは、これら線量限度や規制値をはるかに上回る水準である。

以上のとおり、1mSvの被ばくによりもたらされる生涯がん致死リスクの上昇は、他のリスク管理における水準、原子力規制の安全目標、放射線防護に関する線量限度や規制値のいずれと比較しても、社会的に許容可能な範囲を上回るレベルである。これを「非常に低い」とする被申立人の主張には理由がない。

3 放射線の健康影響に関する疫学的知見

被申立人は、20mSvの被ばくによる発がんリスクは他の要因による影響によって隠れてしまうほど小さいと主張する。

(1) 年間あたり被ばく量と生涯被ばく量の混同

この主張は、そもそも年間20mSvという国の避難基準（線量がそのまま推移すれば、5年間で100mSvの被ばくとなる。）と、生涯20mSvの被ばくに関する知見を比較している点において、根本的に誤っている。

(2) 統計的有意性と影響の有無の混同

「他の要因による影響によって隠れてしまう」とは、統計的に有意差が生じないと科学的事実を述べているものと思われるが、これは疫学の性質上やむを得ないのであり、統計上有意な増加が検出されないことは、影響の不存在を意味するわけではない。放射線被ばくに起因するがん発生については、他に多くの発がん要因が存在すること、自然放射線による被ばくが存在することから、がんによる致死率の統計的に有意な増加を検知するためには、大規模なサンプル数が必要となる（デビッド・ブレナーらの論文においては、100mSvなら50,000人、10mSvであれば5,000,000人のサンプルが必要であるとされている（甲40〔ブレナーほか「低線量被ばくによるがんリスク：私たちが確かにわかっていることは何かを評価する」〕）。サンプルのサイズの問題からリスクが統計学的に検出することが困難であることは、リスクが「非常に小さい」ことの根拠とはならない。

(3) 100mSv以下でも有意な健康影響を報告する科学的知見の存在

放射線の健康影響について、統計的に有意な水準として100mSvが挙げられるのは、広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果に基づくところ（乙2・4ページ参照）、近年の他の大規模な疫学調査によれば、以下のとおり、より

低い線量域においても、被ばくによる健康影響について統計的に有意な結果が得られている。

ア 本件事故時までに明らかだった調査結果

①日本の原発労働者に対する疫学調査

日本の原発労働者 20 万 4000 人を対象とする前向きコホート調査においては、白血病を除く全悪性新生物の標準化死亡比は 1.04 で有意に 1 より高く、白血病を除く全悪性新生物の死亡率は累積線量とともに増加する有意な傾向があるとされた。この調査の対象者の平均被ばく量は 13.3mSv であった（甲 4 1 [放射線影響協会「原子力発電所施設等放射線業務従事者等に係る疫学的調査（第Ⅳ期調査 平成 17 年度～平成 21 年度）」]）。

②15 カ国の原発労働者に対する疫学調査

15 カ国の原発労働者 40 万人以上を対象とする後ろ向きコホート調査においては、白血病を除くガンについて有意な死亡率上昇が報告されている。この調査の対象者の平均被ばく量は 19.4mSv であった（甲 4 2 [Cardis ほか「低線量電離放射線被ばく後のがんリスク：15 カ国における後ろ向きコホート研究」]）。

③チェルノブイリ原発事故被害者

チェルノブイリ原発事故に起因する放射線被ばくの影響については、小児甲状腺がん以外にも、近年多くの知見が明らかになりつつある。その一例として、原発事故時に 0 歳から 5 歳だったウクライナの子どもを対象とした白血病の発症率調査においては、10mGy (Sv と同値) 以上の被ばくをした対象者について、白血病のリスクの顕著な増加が報告されている（甲 4 3 [Noshchenko ほか「チェルノブイリ事故の時に 0 歳から 5 歳であった子どもにおける放射線に起因する白血病」]）。

イ 本件事故後に明らかとなった調査結果

①自然放射線

スイスの 200 万人以上の子どもを対象とするコホート調査においては、自然放射線への被ばく量とがん発症との間に有意な関係が認められている。調査対象者の外部放射線量の範囲は 55-383nSv/hr（年間あたり 0.481-3.355mSv）であった。（甲 4 4 [Spycher ほか「バックグラウンド電離放射線と子どものがんリスク：国勢調査に基づいた全国規模のコホート研

究」]))。

②医療被ばく (CT スキャン)

イギリスにおいて CT スキャンを受けた小児 17 万人以上を対象とする後ろ向きコホート調査においては、CT スキャンによる被ばくが 5mGy に満たない子どもと比較して、30mGy 以上の子どもについて、白血病・脳腫瘍の発生率が有意に上昇していると報告されている (甲 4 5 [Pearce ほか「小児期における CT スキャンからの放射線被ばくとそれに起因する白血病と脳腫瘍のリスク：後ろ向きコホート研究」]))。

また、オーストラリアにおいて CT スキャンを受けた青少年 68 万人以上を対象とする後ろ向きコホート調査においては、CT スキャンの回数の増加による有意ながん発症率の上昇が報告されている。1 回の CT スキャンの平均実効線量は 4.5mSv である (甲 4 6 [Mathews ほか「幼年期または青年期に CT スキャンを受診した 68 万人におけるがんリスク：1100 万人のオーストラリア人のデータ連鎖研究」]))。

(4) 小括

以上のとおり、「20mSv の被ばくによる発がんリスクは他の要因による影響によって隠れてしまうほど小さい」との見解は、年あたり被ばく量と生涯被ばく量を混同し、統計上の有意性と影響の有無とを混同している点において失当であり、また近年の放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見を無視するものである。上記 (3) 記載のとおり、100mSv に満たない低線量被ばくにおいても、統計上有意ながんリスクの上昇を報告する研究が多数発表されており、本件事故に起因する被ばくの影響による健康リスクへの懸念には合理的な根拠が存在する。

4 誤ったリスク比較

被申立人は、20mSv の被ばくによる発がんリスクが、「喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因による発がんリスクよりも低い」と主張する。

このリスク比較から、20mSv の被ばくによる発がんリスクが低いとの結論を導き出すことはできない。上記のとおり、年間あたり被ばく量と生涯被ばく量を混同している点をおいたとしても、喫煙・肥満・野菜不足などは、①個人の選択によって減少させることが可能なリスクであり、また②健康上のリスクの

上昇と引き替えに何らかの便益（たとえば喫煙による快楽）がもたらされる一方、原発事故に起因する放射線被ばくは、①各個人が自発的な選択によって引き受けたリスクではなく原発事故という加害行為によって強制されたリスクであり、②これによって各個人が何らの便益を受けるわけでもない。このようなまったく性質の異なるリスクを比較することは不適切かつ無意味であり、またその旨は被申立人が引用する政府の報告書においても指摘されている（乙2〔8ページ〕）。

5 本件事故による小児甲状腺がん発症の増加

ここまで述べてきたのは、科学的知見に基づいた放射線の影響に関する情報であるが、本件事故に起因する放射線による健康影響については、すでに具体的な兆候が現れている。以下ではその一例として、小児甲状腺がん発症の増加について述べる。

（1）福島県民健康調査における甲状腺検査

福島県民健康調査は、「福島県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的」として、福島県が実施している調査である。具体的には、福島県民全員を対象とする外部被ばく線量の推計のための基本調査、本件事故時に18歳以下であった県民を対象とする甲状腺検査、避難区域等の住民等を対象とする健康診査などからなる（甲47〔県民健康調査概念図〕）。

このうち甲状腺検査は、チェルノブイリ原発事故の健康被害として小児甲状腺がんの増加が明らかになっていることを前提に、本件事故時におおむね18歳以下だった福島県民と、本件事故後おおむね1年以内に出生した福島県民を対象に実施されている。平成23年10月から平成26年3月まで「先行検査」が行われ、平成26年4月からは本格検査が行われている。検査においては、一次検査として超音波検査が行われ、ここでBないしC判定とされた場合、より詳細な二次検査を行うこととされている。検査の結果については、県民健康調査検討委員会で報告されている（甲48〔甲状腺検査について〕）。

（2）甲状腺検査の結果と評価

甲状腺検査の結果、先行検査においては、受診者 300,476 名中、114 名が甲状腺がんについて悪性またはその疑いと診断されている（なお、これまで悪性疑いと診断された後に良性の結節であるとの確定診断を受けたのは 1 名のみである）。また、本格検査においては、受診者 199,722 名中、39 名が悪性またはその疑いと診断されている（甲 4 9〔甲状腺がん悪性・悪性疑い 1 5 2 人～福島県民健康調査（OurPlanet-TV）〕）。

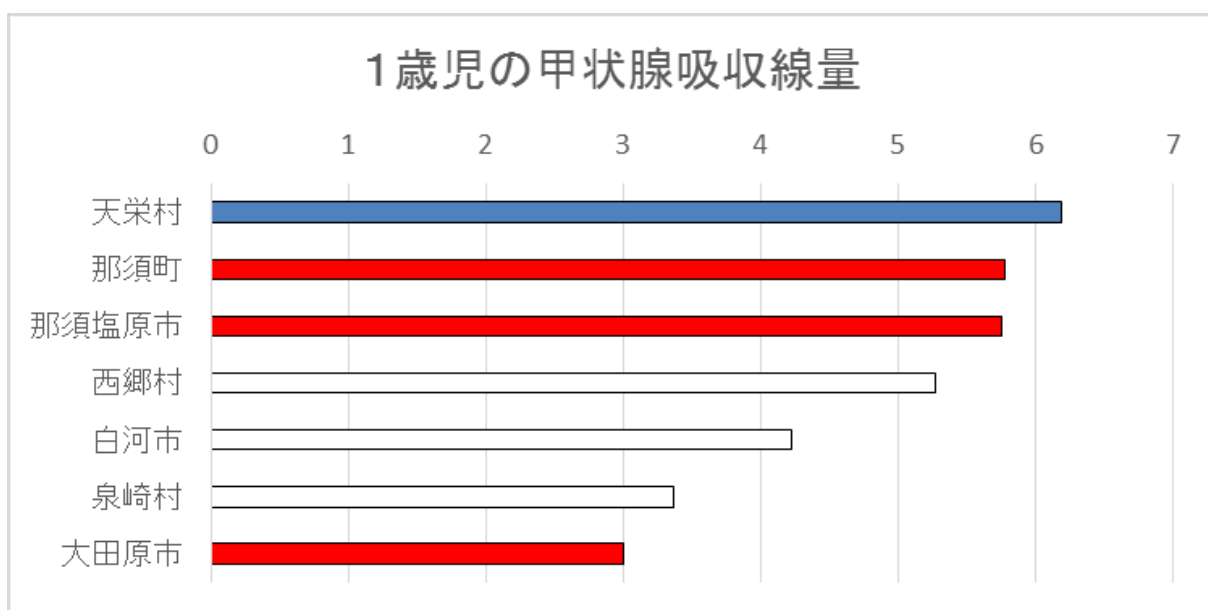
福島県民健康調査における甲状腺検査による甲状腺がんの発見率は、100 万人に 1～3 名とされている通常の小児甲状腺がんの発症率よりもはるかに高い。これについて、福島県民健康調査の下に設置されている甲状腺検査評価部会の中間とりまとめは、「罹患統計などから推計される有病率に比べて数十倍のオーダーで多」く、被ばくによる過剰発生か過剰診断（生命予後を脅かしたり症状をもたらしたりしないようながんの診断）のいずれかが考えられ、「これまでの科学的知見からは、前者の可能性を完全に否定するものではないが、後者の可能性が高いとの意見があった」とされている。このように、福島県の公式な検討委員会においても、被ばくによる甲状腺がんの増加は否定されていない（甲 5 0〔甲状腺検査に関する中間取りまとめ〕）。

上記の甲状腺がんの増加について、疫学の専門家である岡山大学教授の津田敏秀らによる論文では、以下のとおり分析されている（甲 5 1〔Tsuda ほか「2011 年から 2014 年の間に福島県の 18 歳以下の県民から超音波エコーにより検出された甲状腺がん」（以下「津田論文」という。）〕）。

- ・先行調査における発生率について、潜伏期間を 4 年間として日本全国の年間発生率と比較した場合、福島県中通り中部の発生率は 50 倍（95%信頼区間：25 -90 倍）であった。
- ・本格調査における発生率について、まだ診断が確定していない残りの受診者にはすべて甲状腺がんが検出されないという仮定の下で、日本全国の年間発生率の 12 倍（95%信頼区間：5.1-23）であった。
- ・したがって、福島県における小児および青少年においては、甲状腺がんの過剰発生が超音波診断によりすでに検出されている。

また、本格調査の最新の結果と同時に発表された甲状腺がん症例の外部被ばく線量分布と、福島県民の外部被ばく線量分布とを比較した分析では、明らかな量・反応関係（被ばく量が増えるとがん発症率が増加するという関係）が観察されている（甲 4 9）。

なお、津田論文においては、那須地区と隣接する白河市および西郷村、ならびに天栄村・泉崎村が「中南部」(South middle district)として分析の対象となっている。同論文によれば、福島県「中南部」の甲状腺がんの有病率は、全国のデータと比較して40倍(95%信頼区間:17-80倍)高いとされている(甲51の1[5頁TABLE2])。ここでいう福島県中南部の市町村と那須地区の3市町における、国連科学者委員会(UNSCEAR)による甲状腺吸収被ばく線量の推計値は以下のとおりであり(申立書28頁のグラフから抜粋、単位はミリグレイ)、那須地区においても、被ばくによる甲状腺がんの過剰発生が懸念される状況にある。一方、那須地区においては、福島県民調査のような包括的な甲状腺検査が行われておらず(申立書31頁)、申立人らの被ばくによる健康影響への不安は大きい。



(3) 小括

以上のとおり、福島県民を対象として実施されている福島県民健康調査における甲状腺検査においては、これまでの統計と比較して数十倍の甲状腺がんの有病率が報告されており、これが被ばくの影響であるとの研究も発表されている。そして、那須地区と同程度の甲状腺吸収線量であると推計されている福島県中通り南部においても、40倍の甲状腺がんの有症率の増加が報告されており、那須地区においても同様の増加が生じている可能性が懸念される。

6 まとめ

以上のとおり、放射線の健康影響については、近年、100mSvを下回る被ばく量についても、統計上有意な発がんリスクの上昇を報告する研究が多数存在するし、ICRP等の見解を前提としても、放射線の健康影響については閾値はなく、1mSvを上回る被ばくによって生じるがん死亡リスクの上昇は社会的に許容可能な範囲を超えるものである。したがって、避難区域外における被ばくによる発がんリスクについて「非常に低い」と断言する被申立人の主張には理由がない。本件事故に起因して生じた放射線被ばくの健康影響を懸念し、これを回避しようとする申立人らの行動には合理性が存在する。

第3 放射能汚染の状況が自主的避難等対象区域と同等である那須地区においては賠償が認められるべきであること（答弁書第2・2（2）「自主的避難等対象区域の設定の考え方について」に対する反論）

1 審査会の考慮要素と被申立人の主張（答弁書5－6頁）

審査会は、中間指針追補において、自主的避難や放射線被ばくを避けるための行動（以下「被ばく回避行動」という。）に至った放射線被ばくへの恐怖や不安に相当の理由があるか否かの考慮要素として、①福島第一原発からの距離、②避難指示等対象区域との近接性、③政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、④自主的避難者の多寡等の4つを挙げた。また、第二次追補においては、平成24年1月以降の損害について、放射線量に関する客観的情報（上記③）、避難指示区域との近接性（上記②）という2つの考慮要素を挙げた上で、「放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる」との判断基準を示した（甲52〔東京電力株式会社第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）〕）。

これら考慮要素について被申立人は、「中間指針追補の定める考え方及び中間指針策定に係る審査会の審議を踏まえると、住民の方々の心理的な恐怖という観点からは、原子力発電所からの距離や避難指示等対象区域との近接性等といった事情が基礎的事実として重要である」（答弁書5－6頁）と主張して、

殊更に地理的条件の重要性を強調する。

しかし、以下に詳論するとおり、福島第一原発の事故によって生じた損害であっても、一般の不法行為と同様の理論に立ちかえって賠償が行われるべきであることが原則である。また、中間指針追補や第二次追補が示した相当性判断の基準に則ったとしても、最も重要な考慮要素は放射線に関する情報であり、地理的条件はあくまでも自主的避難の合理性を判断するための一要素、しかも副次的かつ補助的な要素に過ぎない。被申立人の主張は中間指針追補及び中間指針第二次追補の考え方を誤って独自の解釈をしていると言わざるを得ない。

2 本件事故と損害との相当因果関係は不法行為理論を基本として判断すべきであること

(1) 本件事故における相当因果関係の判断の在り方

東京電力は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）により、本件事故と相当因果関係のある原子力損害について賠償する責を負っている（原賠法第3条1項本文）。この相当因果関係（合理性）の判断は一般の不法行為理論と異なるところはなく、原則としては社会通念に照らして発生した損害が本件事故に起因することが合理的かつ相当であると認められるか否かという基準によってなされるものである。

審査会が放射線被ばくへの不安・恐怖の相当性の判断のために①福島第一原発からの距離、②避難指示区域等との近接性、③放射線量に関する情報、④自主的避難者の多寡という4つの要素を掲げていることは前述のとおりであるが、この4要素は、多数の被災者の迅速な救済を図るという観点から、賠償すべき損害と認められる一定の種類の損害を抽出するために列挙されたものである。中間指針追補にも「本件事故と自主的避難等に係る損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案毎に判断すべきものである」との基本的考え方が明記されている。

つまり、本件事故と申立人に生じた損害との間の相当因果関係は、中間指針追補が掲げた4要素に合致しているかということのみによって定まるものではなく、相当因果関係は申立人が置かれた状況に応じて判断すべきであって、4要素を全て充足していなかったとしても本件事故による損害は認められうる。

(2) 被ばく回避行動の相当性判断について

被ばく回避行動の本質は、政府による指示の有無にかかわらず、放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱き、生命や身体に重大な悪影響をもたらす放射線の有害性から自らの身や最愛の家族らを守ろうとする点にある。様々な理由で自主的避難を執行することができずにその地に留まった者であっても、放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱き、放射線によるリスクを回避するための行動をとったことについてこの本質は同様にあてはまる。

このような放射線被ばくに対する恐怖や不安は、自らが置かれた状況下において相当程度の放射線被ばくを受け、または受ける可能性があり、その結果として自分や家族などの健康に影響を及ぼすリスクが予想される場合に生じる。また、その恐怖や不安を直接的に左右するのは、自らが居住していた地域の空間放射線量や、その時々提供され、あるいは入手することができた放射線物質に関する情報の内容や量である。具体的な放射線量が明らかでなかったとしても、自らが受けたと推認される放射線被ばく量が多ければ多いほど、その恐怖や不安の程度は強くなる。

したがって、被ばく回避行動の相当性を判断するにあたっては、まず自らが居住していた地域の放射線量や、その時々提供され、あるいは入手することができた情報の内容や量等を吟味し、放射線被ばくに対して恐怖や不安を抱き、その時点で放射線によるリスクを回避しようとして行動したことが社会通念に照らして相当であると認められるかどうかという判断過程を経ることが合理的である。一方、福島第一原発からの距離や避難指示区域等との近接性といった地理的条件は、放射線量に関する情報が入手困難であったり、原発事故のさらなる悪化による大量の放射性物質の拡散が懸念された限られた時期にのみ意義を有しており、賠償期間全体からすれば、あくまでも副次的な考慮要素に過ぎない。

3 被申立人が中間指針追補における4要素の位置づけを誤って解釈していること

(1) 放射線量と地理的条件の位置づけについて

ア 中間指針追補における議論の経緯

中間指針追補に至る審査会の審議の経緯を辿ると、審査会も、放射線量を主たる考慮要素ととらえており、地理的条件は副次的要素と考えていた

ことが見て取れる。自主的避難に関する議論が実質的に開始された第13回審査会では、「本件事故直後においては一般的には事故のあった原子力発電所からの距離等を基準とすることが考えられ、その後においては一般的には避難を開始する地点の放射線量等を基準とすることが考えられる」という論点を示した資料が委員に配布され（甲53〔「自主的避難に関する主な論点」1頁〕）、これを前提として議論が進められた。審査会としては、本件事故直後の時期を第一期として、この時期には事故後の混乱状態の中で放射線量等に関する十分な情報を得ることができなかったということを前提に、放射線量に限らずに地理的条件も含めて避難の合理性を判断し、それ以降の第二期については、事故後ある程度の時間が経過して具体的な放射線量がわかってきたことから、放射線量の高さを基準に判断し、第一期と第二期とで賠償の内容を区別することを検討していた（甲54〔「原子力損害賠償紛争審査会（第15回）議事録」（以下、「第15回議事録」という）39頁〕）。

しかし、第15回審査会において福島県の自主的避難者や当時の福島市長からのヒアリングが実施されたところ、事故後の賠償の内容を第一期と第二期に分ける線引きに対しては、自主的避難者から事故直後に避難できなかった住民の切り捨てになるという強い批判が表明された（甲54〔「第15回議事録」36頁〕）。そのため、第一期と第二期を区別して自主的避難の合理性を判断するという枠組みは採用しないこととなった。

一方、放射線量に関する情報という要素の位置づけについては、相当な放射線量がある地域において放射線被ばくに不安を感じる人がいることは当然であり、それを前提として賠償の対象とすることが自主的避難に対する賠償の基本であることが確認され、ただし、どのような放射線量が相当な量であるかについては科学的論争があることから審査会では見解を示さないということで合意された（甲55〔「原子力損害賠償紛争審査会（第17回）議事録」31頁〕）。

また、本件事故当初の時期（本件事故発生から平成23年4月22日頃までの間）には放射線量に関する情報が十分に得られなかったことを前提に（甲56〔「中間指針追補（自主的避難等に係る損害関係）のイメージ（案）」〕）、この時期の避難の合理性を判断する要素として地理的条件を加えるという考え方については一定程度維持され、最終的には4要素を

総合的に考慮するということで中間指針追補は決着した。

イ 第二次追補における議論の経緯

第22回から第26回までの審査会においては、平成24年1月以降の賠償についての議論が交わされ、中間指針追補の時よりも放射線量に重点を置くべきとした意見が有力であった。例えば、能見善久会長は「一定の線量以上であれば、不安を感じる合理性はあるという・・・そういう賠償がやっぱり中心になってくるのではないか」という意見を示し（甲57〔「原子力損害賠償紛争審査会（第23回）議事録」33頁）、大塚直委員も「1月以降も認めるとなると、やっぱり線量を中心に見ていく必要がある」「避難区域からの距離というのは、なかなか使いにくくなる」という意見を表明していた（甲58〔「原子力損害賠償紛争審査会（第22回）議事録」44-45頁）。しかし、これに対しては新たな線量の基準を示すことになりかねないという批判が他の委員からあったため、放射線量のみに基づいて合理性を判断するという枠組みは採用せず、最終的には第二次追補は、放射線量を中心に据えながら、副次的に避難区域との隣接性を考慮要素として記載することになった。このように、第二次追補においては、中間指針追補の4要素ではなく、放射線量に関する情報をはじめとする2つの考慮要素のみを掲げ、放射線量が最も重要な要素であることがより明確になっている。

(2) 自主的避難の状況の位置づけについて

被申立人は、那須地区における自主的避難の状況に関し、那須地区の自主的避難の実行者が多かったと結論づけることはできないと主張する（答弁書7頁）。しかし、相当多数の自主的避難者が出ていることを要求するような被申立人の主張もまた、中間指針追補の解釈を誤ったものである。

中間指針追補は、自主的避難の状況について、一定の地域内で自主的避難をした者が相当程度認められることを、放射線被ばくに対する恐怖や不安を裏付ける要素と位置づけているにすぎず、何割以上の住民が避難したというような条件の充足を要求しているわけではない。審査会でも、「自主的避難をされている方は・・・やはり少数派ですから、その地域の多数から判断したことには、自主的避難という合理性がないという判断がされるのは困る、それは適当ではない。少数派であっても相当数がいれば、それは平均的・一

一般的な人を基準としても合理性はある」と考えるべきだと能見会長が指摘し、他の委員もこれを了解している（甲 5 9〔原子力損害賠償紛争審査会（第 2 6 回）議事録 31－32 頁〕）。

現に福島県においても住民の多くは自主的避難を実行するまでに至らず、多くの住民が自らの土地に留まった。第 1 5 回審査会では、自主的避難者の宍戸隆子氏が「自分たちの身の危険を感じても、逃げられるかと言ったら、逃げられなかった人のほうが多数います。」と発言している（甲 5 4〔第 1 5 回議事録 3 9 頁〕）。

（3）小括

このように、審査会の議論の経緯を見ても、放射線被ばくに対する不安や恐怖の源泉となるのはあくまでも放射線量に関する情報であって、地理的条件はそのような情報が得られない場合の副次的な考慮要素として捉えるべきであるというのが審査会の考え方である。被申立人は、中間指針策定に係る審査会の審議を踏まえると、福島第一原発からの距離などの地理的条件が基礎的事実として重要であるなどと主張するが、いかなる審議の内容を踏まえてこのような主張をしているのかは何ら主張立証されておらず、独自の見解を示したものとしか考えられない。

また、自主的避難の状況に関しても、審査会は、少数派であっても相当数が自主的に避難している状況があることを要素として考えているのであり、また、これも放射線に関する状況と比較すればあくまでも副次的な考慮要素に過ぎない。

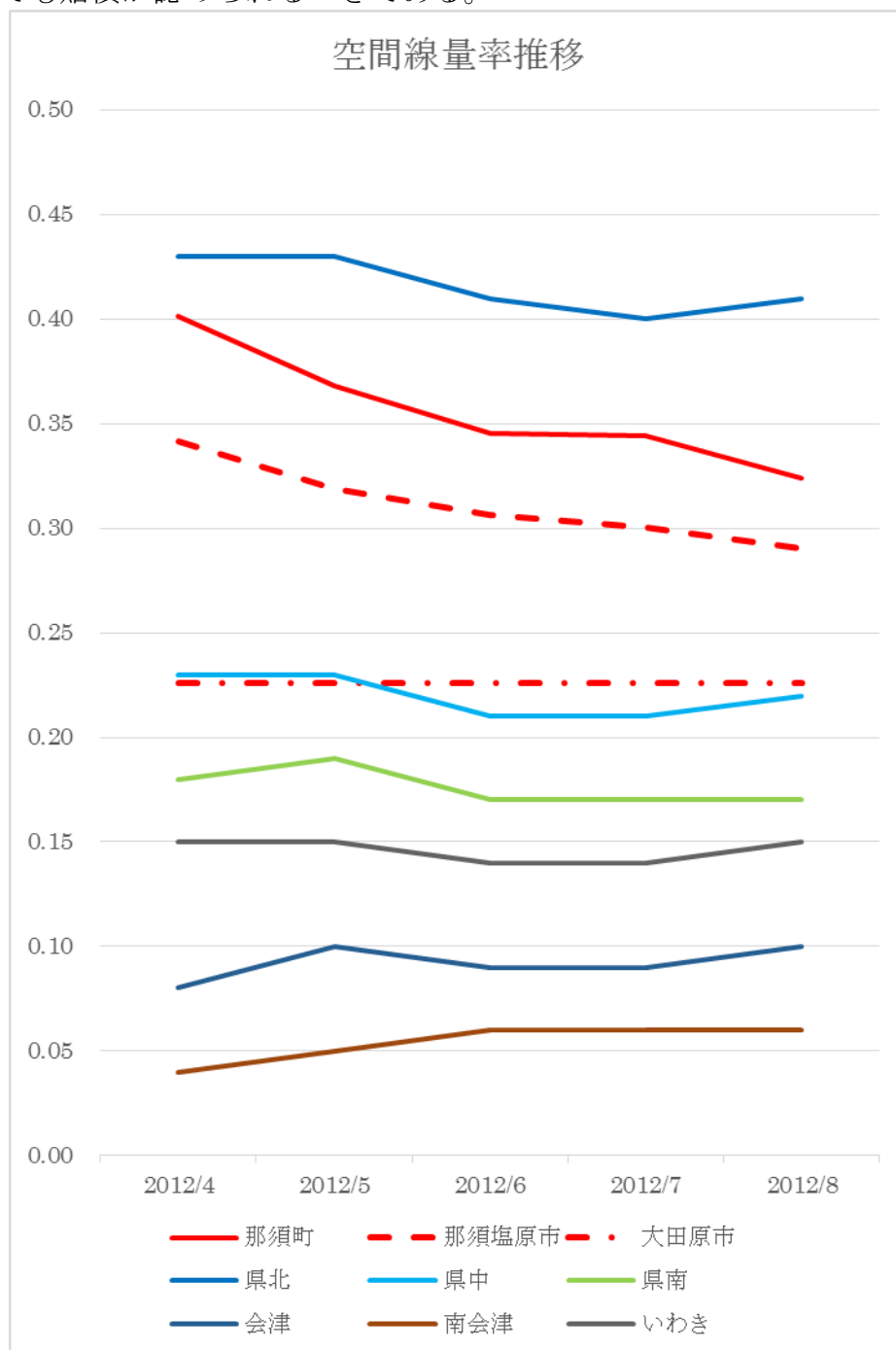
4 那須地区の放射能汚染について（答弁書第 2・5「那須地区の放射線量等に関する情報について」に対する反論）

（1）那須地区は放射線量に関する情報において自主的避難等対象区域と同等の状況にあること

審査会が最も重要な考慮要素としている放射線量に関する情報について、那須地区と福島県内とを比較したものが次のグラフである（申立書 26 頁のものを再掲）。ここから明らかなとおり、那須町や那須塩原市の放射線量は、平均すると、福島県県北地域に次ぐ高さであり、県中・県南地域の平均値より一貫して高い。また、大田原市の平均的な放射線量も、県中地域とほぼ同

等であり、県南地域を一貫して上回っている。すなわち、放射線量に関する情報という観点からは、那須地区は、自主的避難等対象区域と同等の状況にある（申立書 23-26 頁）。

したがって、放射線量に関する情報を、自主的避難等賠償の判断における最も重要な考慮要素とする中間指針追補の考え方からすれば、那須地区においても賠償が認められるべきである。



なお、那須地区において放射線量に関する情報が住民に広く知れ渡ったのは、学校の放射線量測定が行われた平成23年5月以降であると推測される。しかし、本件事故直後の時期においても、那須地区について、限定的ながらも放射能汚染に関する情報がマスメディアやインターネットで拡散された。たとえば、空間放射線量に関しては、平成23年3月15日に下野新聞が、宇都宮市で午前9時から10時にかけて毎時1.318 μ Sv、那須町で午後3時半に毎時1.68 μ Svの空間放射線量を測定し、その後も毎時1.5 μ Svで推移していることを報道した（甲60〔平成23年3月16日下野新聞朝刊〕）。また、水質汚染に関しては、3月18日に栃木県が実施した蛇口水の調査で77Bq/kgの放射性ヨウ素が検出され、この数値は24日に108Bq/kgにまで上昇し、ペットボトルの備蓄がなかった那須塩原市は急遽、飲料水の確保に奔走したことも報道された（甲11）。この報道を受けて、那須地区でも多くの住民が放射線の内部被ばくを恐れて飲料水を購入するようになった。さらに、食品汚染に関しても、3月中にホウレンソウやかき菜から高濃度の放射性ヨウ素が次々と検出され、翌20日にホウレンソウとかき菜が出荷制限を課され（甲14）、スーパーマーケットから地場産のホウレンソウとかき菜が姿を消した。この報道を知った住民の多くが、内部被ばくを懸念してそれまで自宅の庭で家庭菜園をしていたのを控えるようになった。

このような中で、本件事故発生直後の具体的な空間放射線量がわからなかったとしても、申立人らは那須地区も福島県と同様に相当の放射能に汚染されているのではないかという不安と恐怖を掻き立てられざるを得なかったものであり、本件事故直後の時期においても、放射線被ばくに対する恐怖・不安が存在していた。

（2）那須地区の放射能汚染について被申立人が何ら反論を行わないこと

なお、那須地区の放射能汚染の状況について、放射線量に関する情報のほか、水や食品の汚染状況、推計被ばく量も含め、申立人らは、申立書（第2・3（11頁以下））において詳細に明らかにした。被申立人は、これら申立人らの主張・立証について、何ら反論を行っていない（答弁書第2・5参照）。

したがって、被申立人は、申立人らの主張する事実である「那須地区の放射能汚染の状況が自主的避難等対象区域と同程度であること」、「那須地区

住民の推計被ばく量が自主的避難等対象区域と同程度であること」について、積極的に争っていないものと認められる。本件手続きにおいては、これら事実を前提とする和解案が提示されるべきである。

(3) 栃木県の見解は何ら証明力がないこと

被申立人は、栃木県が、平成23年4月5日に発出した「とちぎ観光安全宣言」（以下「安全宣言」という。）において、「福島第一原子力発電所の事故による影響はほとんどなく、大気も、水も、食べものも『安全で安心なもの』を提供しています。」と述べているから、放射線による健康影響がないことについては、行政からの情報提供等も含めて広く周知されていたと主張する（答弁書第2・5（8頁））。

しかし、安全宣言には何の証明力も認められない。第一に、「放射線による健康影響がない」との前提事実は何ら主張立証されていないし、宣言本文にもその根拠は何ら記載されていない。那須地区における放射能汚染の状況は申立書記載のとおりであり、当該汚染により健康影響の具体的なリスクが存在することは上記第1記載のとおりである。また栃木県はこのような専門的判断を行う技術的能力を有していてもいない。

第二に、栃木県が安全宣言を発出した同年4月5日には、本件事故の影響、とりわけ放射能による土壌や食品等の汚染の状況は、ごく一部が明らかになっていただけにすぎない。たとえば、栃木県が県内の教育機関や保育所の放射線量を測定したのは同年5月であり（甲18、19）、那須地区を含む栃木県全域の空間線量を明らかにする航空機モニタリングが実施されたのは同年7月である（甲20）。

このように、栃木県による安全宣言は、①その根拠が何ら示されておらず、②専門的知見に基づくものではなく、③当時明らかになっていた放射能汚染の状況はきわめて限られており、これを根拠に「放射線による健康影響の問題がない」ということはできない。

なお、安全宣言は、その本文に「県としては風評による栃木県の観光地への影響を完全に排除するために」発出されたと明記されている（甲32〔安全宣言本文〕）。また、報道によれば、宣言は、県として「何としても観光産業を救済する必要性があった」ために出されたとされている（甲61

〔2011年4月11日付け旅行新聞「とちぎ観光安全宣言——各地も栃木県に続

け」〕)。すなわち、安全宣言は、栃木県内の観光業への風評被害を防ぐことを目的として出されたものであり、本件事故に由来する放射能汚染の健康影響についての見解として信頼することはできない。

第4 中間指針追補における副次的な考慮要素について

1 地理的条件（答弁書第2・3「那須地区の地理的条件（距離的關係等）について」に対する反論）

地理的条件が4要素のうちの一つであることを前提としても、那須地区の地理的条件は放射線被ばくに対する不安や恐怖を減殺するほど十分に離れた距離にあるとは言えない。また、中間指針追補が考慮要素の一つとして示した地理的条件は、具体的な距離を限定したものではない。にもかかわらず、被申立人は、福島第一原発から100キロメートル離れ、避難指示等対象区域と接していなければ地理的条件は充足せず、放射線被ばくに対する不安も恐怖も惹起することはないかのように断定する。しかしながら、以下に詳述するとおり、那須地区の地理的条件は放射線被ばくに対する不安と恐怖を十分に惹起するに足るものであった。

那須地区の住民にとって、福島県は心理的に近い距離にある。那須地区は、栃木県北東部に位置し、那須町、那須塩原市、大田原市のいずれも福島県に隣接している。那須地区から福島県南に買い物やレジャー等に行く人も多く、那須地区の住民にとって福島県は生活圏の一部という感覚である。そのような肌感覚でも身近な隣接県で、原子力発電所が爆発して大量の放射性物質が周辺地域に拡散されたということは、那須地区の住民らにとって大きな衝撃と恐怖を与えるものであった。

平成23年3月11日14時に東日本大震災が発生した後、21時に福島第一原発1号機から半径3キロメートル圏内の住民に避難指示が出され、3月12日15時に同1号機の水素ガスが爆発して第一原発から半径20キロメートル圏内の住民に対して避難指示が出され、14日に同3号機、15日に同2号機から次々と爆発音が聞かれた。16日には米国政府が自国民に対して80キロメートル圏外への退避勧告を出し、18日には国際原子力事象評価尺度（INES）において暫定的にレベル5（事業所外へリスクを伴う事故）と評価され、4月12日にはこれが最も危険なレベルであることを示すレベル7（深刻な事故）に格上げされた。これは1986年のチェルノブイリ原子力発電所事

故と同じレベルの事故であることを示すものであった。このように本件事故直後から4月中旬までの間、本件事故の状況は日々悪化し、収束の糸口は依然見えないままであった。

高久勝那須町長は、本件事故直後に「100キロメートルまで危険な範囲という話もある。那須町も果たして安全なのか、ということも考えなければならぬ」と述べ、本件事故の進展によっては避難の可能性もあることを示唆した（甲62〔平成23年3月15日下野新聞〕）。那須地区の住民らは、原発事故から100キロメートル離れているのだから大丈夫と胡坐をかいている余裕は全くなく、地域全体で緊迫感の漂った中で、日々マスメディアの報道やインターネット上の情報に食い入り、本件事故の進展を見守った。

また、本件事故後、福島県から県外に避難した人の多くは、自家用車で那須地区を通過し、さらに南下して避難した。那須地区の住民としては、隣接県の住民が那須地区に留まらずに次々と南に逃げていくことを目の当たりにし、福島第一原発の事態がさらに悪化すれば那須地区も危険なのではないか、自分達も逃げなければならないのではないかとこのことを肌身に感じ、さらなる不安と恐怖を覚えざるを得なかった。

このように那須地区の地理的条件は放射線被ばくに対する不安や恐怖を減殺するほど十分に離れた距離にあるとは言えない。本件事故の状況が日々悪化する中で、那須地区の住民の相当数が避難を決行し、その場に残った人々もいつ自分達も避難しなければならないかという不安と恐怖を抱えた中で生活せざるを得なかった。被申立人の地理的条件に関する主張は、あまりにも拘子定規で、現場の実態を理解しようとしないうる荒唐無稽なものであるとしか言いようがない。

2 自主的避難の状況について（答弁書第2・4「自主避難の状況（自主的避難者の多寡など）について」に対する反論）

中間指針追補における自主的避難の状況という要素に関しては、一定地域内の多数の住民が自主的に避難をしていることまでが要求されているわけではなく、相当数の住民が避難しているような状況にあることが要素として挙げられているに過ぎないことは本主張書面第3の3に既述したとおりである。那須地区においては、自治体が主導して地域内の自主的避難者数を把握するというところを行っていないため、那須地区全体で何名が自主的に避難をしたかを統計的

に把握することはできない。しかし、入手可能な限られた資料を見ても、那須地区から相当数の人が放射線被ばくに対して不安と恐怖を感じて自主的に避難を執行していたことは見て取れる。例えば、那須町の小学校では、平成23年3月11日以降、平成24年4月13日までに42人が自主的に避難をしていたことが明らかになっている（甲63〔「震災に伴う県外（国外）への避難児童生徒の有無及びその後の動向（那須町資料より）」〕）。小さな子どもがいる家庭では一時避難の他、他県に転居した家庭も相当数おり、那須みふじ幼稚園では平成22年度（平成23年3月11日以降同月31日まで）に1名、平成23年度に10名が避難のために退園し（甲64〔園児退園状況の推移〕）、那須塩原市の西那須野幼稚園でも6名が退園している（甲65〔退園届〕）。

一方で、那須地区には、本件事故後、地域の中で放射線被ばくに対する恐怖や不安を口にすることすらできない雰囲気があり、申立人らの孤独感と疎外感が存在していた（申立書41－42頁）。地元で農畜産業を営む近隣住民に対する遠慮や、地元に残ることを求める高齢者世代と避難を希望する若い世代との間の世代間ギャップも大きかった。そのような雰囲気の中で自主的に避難を執行することは、地元を捨てて自分だけ逃げるといふように周りから受け取られるものであり、大きな決断が必要であった。那須地区のある小学校では、自主的に避難をした子どもに対し、教師が、タイタニックに最後まで残った人とそれを裏切って真っ先に逃げた人のたとえ話をし、避難をした子どもを他の生徒の前で公然と非難した。

また、本件事故直後の情報が混乱している中で、放射線被ばくに対する不安や恐怖はあったものの、ガソリンの不足や家庭や仕事の事情から自主的に避難にまでは踏み切れず、やむを得ず屋内に退避した人も多かった。

このような状況であったにもかかわらず、このように那須地区でも相当数が自主的に避難を執行しており、申立人のうちの約8.6%にあたる610人が避難等したことは決して少ない数字ではない。なお、被申立人は、本件申立でいう「避難等」の定義が不明であると言うが、「避難等」は、本件事故発生時に那須地区内に生活の本拠としての住居があった者が、平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に放射線被ばくを避けるために自らが居住していた市町外に避難したこと（避難の日数は問わない）を指し、この定義は中間指針追補と同様である。

第5 一律請求について（答弁書第2・7「一律請求には理由がないこと」に対する反論）

被申立人は、申立人らが那須地区に居住しているという一事をもって一律に損害の賠償を請求していると主張する。しかしながら、申立人らは、本件事故によって放射性被ばくに対する恐怖や不安を抱き、精神的苦痛を蒙り、生活費の増加等を甘受せざるを得なかったことに対して損害賠償を請求しているのであって、申立人らが蒙った被害の実態は申立書29-44頁に詳述したとおりである。

第6 被申立人が引用する裁判例について（答弁書第2・8「放射線量の増加と精神的損害に関する判例等」に対する反論）

被申立人は、いくつかの裁判例を引用するが、以下に詳述するとおり、そのいずれも、本件とは争点が異なるか、主張・証拠関係を本件と異にしており、本件の参考になるものではない。

1 東京簡判平成26年6月23日ほかについて（乙8）

乙第8号証の裁判例は、那須地区に位置する黒羽刑務所の受刑者が、本件事故に起因する放射能汚染による健康影響への懸念について慰謝料を請求したものであり、その限りにおいて、本件に類似する側面はある。

しかし、同訴訟は本人訴訟であり、放射線の健康影響に関しても（上記第1参照）、また那須地区における放射能汚染や住民の推計被ばく量に関しても（申立書第2・5参照）、ほとんど主張立証がなされていない。唯一の例外は、「黒羽刑務所より本件発電所からの距離が遠い地域において魚が放射能に汚染されていること」である。

したがって、同裁判例は、原告による不十分な主張・立証によりなされた判決であって、本件の参考となるものではない。

2 東京地判平成27年6月29日（乙9）について

被申立人は、乙第9号証の裁判例が「年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認める得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである」としていることを主張する。

しかし、同事件において原告は、低線量被ばくの影響について「科学的に解

明されていない部分が多く、健康被害が生じない旨の証明がなされていないこと」(乙9・10頁)を前提に、具体的な科学的知見等につき十分な立証を行っていない。しかし、被ばくによる健康影響については閾値が存在しないこと、1mSv程度の被ばくによる健康影響も社会的に許容可能なレベルを超えていること、那須地区における具体的な汚染状況については、いずれも申立人が主張・立証するとおりである。本件は、原告による主張・立証が不十分であり、その結果として、政府報告書(乙2。この記載に根拠が乏しいことは上記第1で主張したとおりである。)に全面的に依拠した判決となっているものであり、本件の参考とはならない。

また同判決は、自宅周辺に空間線量が毎時0.23mSv(追加被ばく線量年間1ミリシーベルト相当とされている)を超える地点があったとしても、放射能による不安は不合理であるから、慰謝料は発生しないと判示している。これは、空間線量が年間20mSvに満たず、年間1mSv程度の場所を広範に含む自主的避難等対象区域についても「放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があ」として、同区域の住民の賠償を認めた中間指針追補の考え方と真っ向から反するものであって、本和解仲介手続きで参照されるべきではない。

3 東京地判平成25年10月25日(乙10)

乙第10号証の事件は、本件より格段に空間線量の低い東京都特別区内の住民による本人訴訟であり、本件の参考となるものではない。

4 東京地判平成27年2月25日(乙11)

乙第11号証の事件は、本件事故による放射能汚染とゴルフ場の営業再開断念との因果関係が争点となっている事案であり、そもそも争点が異なり、本件の参考となるものではない。

以上